

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所7号機の格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の溶接部の適合性確認についての面談

2. 日時：令和3年2月10日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
高須統括監視指導官、上田企画調査官、中田上席原子力専門検査官、
平井上席原子力専門検査官、渋谷主任原子力専門検査官、
宇野主任原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官、
平川主任原子力専門検査官
東京電力ホールディングス(株)
原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他10名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の溶接部の適合性確認について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

- ・2012年から実施している「7号機 原子炉格納容器フィルタベント設備設置工事」について、当初自主設備として新規規制基準施行前から実施していたことから、発注において溶接事業者検査（以下「溶検」という。）を要求していなかった。
- ・当該伸縮継手について、調達先では溶検の要求がなかったことから、日本機械学会「溶接規格」で求められるクラス2配管の長手継手に対する機械試験について対象外として製作した。
- ・新規規制基準への適合を確認するために、当該継手の記録に対し、機械試験が実施されていないことを認識していたが、社内で定めた「溶接部適合性確認要領書（以下「要領書」という。）」に基づき、評価を行ったうえで技術基準に適合していると判断していた。
- ・これに対し原子力規制庁から、新規規制基準の要求事項に適合していない可能性がある点、発注当時の状況を勘案しても機械試験を実施できなかった合理的な理由が明確でない点などについて説明を求められた結果、内部で検討し、当該継手は新規規制基準施行前ではあるが、新規に製作したものであり、「要領書」を適用して評価する対象には当たらない継手であったと

判断し、当該継手を取り替え、現行法令に基づく使用前事業者検査を改めて実施することとした。

○原子力規制庁から、以下の点について引き続き説明を求めることとした。

- ・当該継手については、発注当初、クラス2配管として手配しているが、その際にどのような設計仕様で発注に至ったのか説明すること。
- ・また、当該継手は2012年10月に発注しているが、当時の法令（電気事業法施行規則）に照らしても、溶検の対象外となる設計であったのか説明すること。
- ・当該継手については、結果的に「要領書」を適用して評価する対象には当たらないと判断したとしているが、他にも同様に「要領書」を適用して評価することが不適切な溶接部はないのか説明すること。

○東京電力ホールディングス(株)より、了解したとの回答があった。

6. その他

資料：柏崎刈羽原子力発電所7号機の格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の溶接部の適合性確認について